

株式交換に係る事後開示書面

(会社法 791 条第1項第2号、第 801 条第3項第3号、

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

平成 29 年3月6日

株式会社メルコホールディングス

アドバンスデザイン株式会社

平成 29 年3月6日

株式交換に係る事後開示事項

愛知県名古屋市中区大須三丁目 30 番 20 号 赤門通ビル
株式会社メルコホールディングス
代表取締役社長 牧 寛之

神奈川県川崎市川崎区浅野町4番 13 号
アドバンスデザイン株式会社
代表取締役 本田 正

株式会社メルコホールディングス(以下、メルコホールディングス)とアドバンスデザイン株式会社(以下、アドバンスデザイン)は、平成 29 年2月 13 日付で両者の間で締結した株式交換契約(以下、本株式交換契約)に基づき、平成 29 年3月6日を効力発生日として、メルコホールディングスを株式交換完全親会社、アドバンスデザインを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第1項第2号、第 801 条第3項第3号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第1号)
平成 29 年3月6日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過(会社法施行規則第 190 条第2号)
 - (1)会社法第 784 条の2の規定による請求(株式交換の差止請求)に係る手続きの経過
該当事項はありません。
 - (2)会社法第 785 条の規定による手続(株式買取請求)の経過
アドバンスデザインは、会社法 785 条3項の規定により、平成 29 年2月 14 日にアドバンスデザイン株式会社の株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるメルコホールディングスの商号及び住所を通知しましたが、会社法 785 条第1項の規定による株式の買取請求を行ったアドバンスデザインの株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続(新株予約権買取請求)の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続(債権者異議)の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過(会社法施行規則第 190 条第3号)

(1) 会社法第 796 条の2の規定による請求(株式交換の差止請求)に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続き(株式買取請求)の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第4号)

本株式交換によりメルコホールディングスに移転したアドバンスデザインの株式の数は、アドバンスデザインの発行済株式総数 5,792 株から、メルコホールディングスが所有するアドバンスデザインの普通株式 3,861 株を除いた、1,931 株となります。

5. その他本株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第5号)

(1) メルコホールディングスは、会社法第 796 条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したメルコホールディングスの株主は3名であり、その有する株式の数の合計は 46,400 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

(2) アドバンスデザインは、会社法第 783 条第1項の規定により、平成 29 年2月 15 日における臨時株主総会決議(会社法 319 条の規定に基づく書面決議により株主公開決議があったものとみなし行いました)によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) メルコホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりメルコホールディングスがアドバンスデザインの発行済株式(但し、メルコホールディングスが保有するアドバンスデザインの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時のアドバンスデザインの株主名簿に記載又は記録された株主(但し、メルコホールディングスを除きます。)に対し、その所有するアドバンスデザインの普通株式1株につきメルコホールディングスの普通株式 59.73 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、メルコホールディングスが割当交付した普通株式の合計は 115,340 株です。

(4) 本株式交換により、メルコホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。

以上